

遺骨所持で火葬許可証若しくは改葬許可証等のコピー
又は遺骨の存在の分かるものがない場合に使用

遺骨の存在の分かるものに関する申立書

合葬式墓地の申し込みにあたって、遺骨の存在の分かるものの写しが必要ですが、次の理由で今すぐ用意することができません。納骨の対象者は死亡しており、遺骨があることに間違いはありません。

死亡時住所が必要な場合は、抽選当選後にわかるものを提出します。また、納骨の時には、火葬許可証（若しくはそれに準ずるもの）又は改葬許可証を用意しますので、申請書を受理してください。なお、火葬許可証又は改葬許可証を用意できない場合は、春日井市潮見坂平和公園条例及び施行規則の方法にしたがって、合葬式墓地の使用許可を返還します。

☐ これから火葬許可証等の取得・再発行の手続きをするので、申請期間内に取得できない恐れがあるため。

☐ 潮見坂平和公園以外の墓所で納骨していますが、納骨を証明する書類の取得・再発行を申請期間内にできない恐れがあるため。

☐ その他

--

1 申立者（申請者）氏名 _____

2 納骨対象者

ふりがな	
氏名	
申請者との続柄	
死亡時の住所	春日井市 ・ 春日井市以外